

広島県水道広域連合企業団管理規程第 18 号

広島県水道広域連合企業団就業規則及び広島県水道広域連合企業団職員の休業等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 9 月 29 日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団就業規則及び広島県水道広域連合企業団職員の休業等に関する規程の一部を改正する規程

(広島県水道広域連合企業団職就業規則の一部改正)

第 1 条 広島県水道広域連合企業団就業規則（令和 5 年広島県水道広域連合企業団管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(介護休暇) 第35条 <u>介護休暇は、企業職員（短時間勤務会計年度任用職員を除く。）が要介護者の介護をするため、次に掲げる場合における休暇とする。</u> (1) (略) (2) (略) 2 第 1 号介護休暇の期間は、任命権者が、企業職員の請求に基づき、要介護者の各々が介護を必要とする 1 の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 箇月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において、1 日又は 1 時間を単位（1 時間を単位とするときは、1 日を通じて 4 時間以内とする。）として必要と認められる期間とする。 3—8 (略) (<u>短時間勤務会計年度任用職員の介護休暇</u>) 第35条の 2 <u>短時間勤務会計年度任用職員の介護休暇は、次の各号のいずれにも該当する短時間勤務会計年度任用職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u> (1) <u>次のいずれかに該当すること。</u> ア <u>1 週間の勤務日の日数が 3 日以上</u> イ <u>1 年間の勤務日の日数が 121 日以上</u> (2) <u>指定期間（次項に規定する指定期間をいう。）の初日から起算して 93 日を経過する日から 6 月を経過する日までに任期が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでないこと。</u> 2 <u>介護休暇の期間は、任命権者が、職員の申</u>	(<u>介護休暇の種類等</u>) 第35条 介護休暇は、次に掲げる場合における休暇とする。 (1) (略) (2) (略) 2 第 1 号介護休暇の期間は、任命権者が、企業職員の請求に基づき、要介護者の各々が介護を必要とする 1 の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 箇月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において、1 日又は 1 時間を単位（1 時間を単位とするときは、<u>正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日を通じて 4 時間以内とする。</u>）として必要と認められる期間とする。 3—8 (略)

出に基づき、要介護者の各々が介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間（次条第2項において「指定期間」という。）内において、1日又は1時間を単位（1時間を単位とするときは、1日を通じて4時間以内とする。）として必要と認められる期間とする。

- 3 職員が会計年度任用の職以外の職に任用された期間において第35条第1項第2号に規定する第1号介護休暇又はこれに準ずる休暇（以下「第1号介護休暇等」という。）の承認を受けた要介護者が介護を必要とする1の継続する状態についての前項の規定の適用については、同項中「3回」とあるのは「3回から第1号介護休暇等の承認に係る回数を減じた回数」と、「93日」とあるのは「93日から第1号介護休暇等の承認に係る日数を減じた日数」とする。

（介護時間の期間等）

第37条 （略）

- 2 介護時間の期間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において、30分を単位として、1日を通じて2時間（育児休業法第19条第1項の規定により部分休業を承認されている企業職員（同条第2項第1号の部分休業を承認されている職員に限る。第39条第2項及び第40条第2項において同じ。）、第39条第1項に規定する介護支援部分休暇を承認されている企業職員、第32条第1項に規定する子育て支援部分休暇を承認されている企業職員又は第32条第1項の表第14号に規定する休暇（以下「育児休暇」という。）を承認されている企業職員にあつては、2時間から当該部分休業、介護支援部分休暇及び子育て支援部分休暇の承認を受けて勤務しない時間並びに育児休暇の承認に係る時間を減じた時間）を超えない範囲において必要と認められる期間とする。

3—4 （略）

- 5 短時間会計年度任用職員の介護時間の期間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において、30分を単位として、1日を通じて当該日に係る所定の勤務時間の時間数から5時間45分を減じた時間（地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定により部分休業（同条第2項第1号の部分休業に限る。）を承認されている短時間会計年度任用職員又は第33条第3項の表第2号に規定する休暇（以下「育児休暇」という。）を承認されている短時間会計年度任

（介護時間の期間等）

第37条 （略）

- 2 介護時間の期間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において、30分を単位として、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（育児休業法第19条第1項の規定により部分休業を承認されている企業職員、第39条第1項に規定する介護支援部分休暇を承認されている企業職員、第32条第1項に規定する子育て支援部分休暇を承認されている企業職員又は第32条第1項の表第14号に規定する休暇（以下「育児休暇」という。）を承認されている企業職員にあつては、2時間から当該部分休業、介護支援部分休暇及び子育て支援部分休暇の承認を受けて勤務しない時間並びに育児休暇の承認に係る時間を減じた時間）を超えない範囲において必要と認められる期間とする。

3—4 （略）

- 5 短時間会計年度任用職員の介護時間の期間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において、30分を単位として、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて当該日に係る所定の勤務時間の時間数から5時間45分を減じた時間（地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定により部分休業を承認されている短時間会計年度任用職員又は第33条第3項の表第2号に規定する休暇（以下「育児休暇」という。）を承認されている短時間会計年度

用職員にあっては、当該時間から当該部分休業及び育児休暇の承認に係る時間を減じた時間）を超えない範囲において必要と認められる期間とする。

6 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った企業職員に対する意向確認等)

第39条の2 任命権者は、企業職員が配偶者等が当該企業職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該企業職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る当該企業職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 (略)

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第42条の4 任命権者は、広島県水道広域連合職員の休業等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第13号）第20条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 広島県水道広域連合企業団職員の休業等に関する条例第20条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの期間に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

任用職員にあっては、当該時間から当該部分休業及び育児休暇の承認に係る時間を減じた時間）を超えない範囲において必要と認められる期間とする。

6 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った企業職員に対する意向確認等)

第39条の2 任命権者は、企業職員が配偶者等が当該企業職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該企業職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該企業職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 (略)

(3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> 3 <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u>	
---	--

「短時間会計年度任用職員」を「短時間勤務会計年度任用職員」に改める。

(広島県水道広域連合企業団職員の休業等に関する規程の一部改正)

第2条 広島県水道広域連合企業団職員の休業に関する規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(育児短時間勤務及び部分休業の承認の請求手続等) 第12条 育児短時間勤務の承認の請求若しくは期間の延長の請求又は部分休業の承認の請求、<u>地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第2項の規定による申出（以下、「第2項申出」という。）若しくは同条第3項の規定による変更（以下、「第3項変更」という。）</u>は、あらかじめ書面により行うものとする。 2 第8条第2項本文の規定は、育児短時間勤務の承認の請求若しくは期間の延長の請求又は部分休業の承認の請求<u>若しくは第3項変更</u>について準用する。 3 (略) (条例第17条の企業長が別に定める職員) 第13条 条例第17条の企業長が別に定める職員は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）とする。 (1) 1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員 (2) <u>週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員</u>	(育児短時間勤務及び部分休業の承認の請求手続等) 第12条 育児短時間勤務の承認の請求若しくは期間の延長の請求又は部分休業の承認の請求は、あらかじめ書面により行うものとする。 2 第8条第2項本文の規定は、育児短時間勤務の承認の請求若しくは期間の延長の請求又は部分休業の承認の請求について準用する。 3 (略) (条例第17条の企業長が別に定める職員) 第13条 条例第17条の企業長が別に定める職員は、次の各号の<u>いずれにも</u>該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）とする。 (1) 1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員<u>又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員</u> (2) <u>1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である日がある非常勤職員</u>

--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 7 年10月 1 日から施行する。ただし、次項以降の規定は公布の日から施行する。

(就業規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 任命権者は施行日前においても、改正後の広島県水道広域連合企業団就業規則第42条の 4 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(職員の休業等に関する規程の一部改正に伴う経過措置)

- 3 改正後の職員の休業等に関する規程の第12条の規定は、施行日前に地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）附則第 2 条の規定による同法改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第19条第 2 項の規定による申出又は同条第 3 項の規定による変更を行う場合について適用する。